

広島県告示第八百十号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
医療法人山田外科内科医院	広島市南区段原日出町一六番五号